

一時預かりのご案内



岸和田市立桜台保育所

TEL : 072-429-9010 (一時預かり専用)

● 一時預かり事業とは

パートなどで週1～3日程度断続的に働いていたり、育児疲れの解消や出産、看護、疾病等で家庭での保育が困難となった場合、一時的にお子さんを保育所でお預かりする事業です。

● 利用できるとき

- ① 保護者の短時間労働、断続的労働、職業訓練、就学等により、原則として週3日程度家庭における育児が困難なとき。
→週3日を限度
- ② 保護者の育児等に伴う心理的、肉体的負担を解消するなど私的な理由により一時的な保育が必要なとき。
→週3日を限度
- ③ 保護者の出産、看護、介護、災害、傷病、冠婚葬祭等により、緊急一時に家庭における育児が困難となり保育が必要なとき。
→10日間を限度(当初利用日より1年間)

● 利用するには登録が必要です

- ご希望の方は、登録のための面談日時を相談しますので、
桜台保育所までお電話ください。
- 登録は年度ごとの更新になります。
- 面談時に一時預かり事業利用申込書、問診表など、
必要な書類をお渡します。
- 登録の際に持参していただくもの →母子手帳など
※ お子さんと一緒に来所してください。
- 急なお困りごとや緊急な場合などご相談に応じますので
いつでもお電話ください。

● 対象児童

- 生後3か月から就学前までの乳幼児



● 利用定員

- 1日10名程度です。
- 日によってお断りさせていただく場合もあります。

● 利用期間、及び時間と利用料金

- 月曜日から金曜日（土・日曜日、祝祭日、年末年始等は除く。）
- 1日利用 9:00～17:00 2,000円
- 半日利用 午前利用 9:00～12:00
午後利用 12:00～17:00 1,200円

※ 利用料金のうち、実費として徴収する費用（食材料費等）は、無償化の対象外となります。

料金内訳(1日)：保育料 1,750円

食材料費 250円

料金内訳(半日午前)：保育料 1,000円

食材料費 200円

料金内訳(半日午後)：保育料 1,150円

食材料費 50円

● 幼児教育・保育無償化について

- 「保育の必要性のある」3歳から5歳までのお子さんと、住民税非課税世帯の0歳から2歳までのお子さんは、利用料金が無償化の対象となる場合があります。
 - 無償化の対象となる場合でも、一旦利用料金をお支払いいただき別途、償還払いのお手続きが必要となります。
- ※ 無償化の対象となるためには、ご利用前に「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。「保育の必要性の認定」を受ける際には、就労等の要件を満たす必要があります。

➡ 詳しくは、子育て施設課(Tel: 072-423-9483)へお問合せください。

● 申込み受付期間

- 原則10日前までに申請書などを提出していただき、面接を受けてください。
- ただし、緊急の場合は前日までに申請書などを提出してください。
- 予約については、1か月先までです。